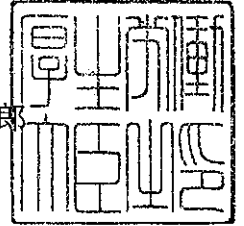




厚生労働省発食安第 0118002 号  
平成 18 年 1 月 18 日

食品安全委員会  
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、下記事項に係る同法第 11 条第 1 項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行うこと

1. 別紙に掲げる、既存添加物 61 品目に係る 63 成分規格及び一般飲食物添加物 1 品目に係る 1 成分規格を作成すること
2. 別紙に掲げる、指定添加物 12 品目に係る 15 成分規格及び既存添加物 11 品目に係る 12 成分規格について、純度試験の見直し等の改正を行うこと



1. 新たに成分規格が作成される既存添加物（一般飲食物添加物 1 品目を含む。  
〔 〕内は規格名を示す。）

アカキャベツ色素（一般飲食物添加物）、*N*-アセチルグルコサミン、5'-アデニル酸、L-アラビノース、イノシトール [*myo*-イノシトール]、活性白土、カードラン、カンゾウ抽出物、クチナシ青色素、クチナシ赤色素、クチナシ黄色素、 $\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、酵素処理イソクエルシトリン、酵素処理ヘスペリジン、酵素分解レシチン、酵母細胞壁、骨炭、サイリウムシードガム、酸性白土、シアノコバラミン、シクロデキストリン [ $\alpha$ -シクロデキストリン、 $\gamma$ -シクロデキストリン]、5'-シチジル酸、焼成カルシウム [貝殻焼成カルシウム、卵殻焼成カルシウム]、しらこたん白質抽出物、ステビア抽出物、スピルリナ色素、粗製海水塩化マグネシウム、タウリン（抽出物）、タマリンドシードガム、タラガム、ツヤプリシン（抽出物）、デキストラン、トコトリエノール、*d*- $\gamma$ -トコフェロール、*d*- $\delta$ -トコフェロール、トマト色素、納豆菌ガム、ナリンジン、パラフィンワックス、微小繊維状セルロース、フクロノリ抽出物、プルラン、ベタイン、ヘマトコッカス藻色素、ヘム鉄、ベントナイト、 $\epsilon$ -ポリリシン、マイクロクリスタリンワックス、マクロホモプシスガム、ムラサキイモ色素、ムラサキトウモロコシ色素、メナキノン（抽出物）、ヤマモモ抽出物、ユッカフォーム抽出物、ラカンカ抽出物、ラック色素、ラノリン、ラムザンガム、リゾチーム、D-リボース、ルチン酵素分解物、ルチン [エンジュ抽出物]

2. 純度試験等の見直しを行う添加物（〔 〕内は規格名を示す。）

①指定添加物

アルギン酸プロピレングリコールエステル、カルボキシメチルセルロースカルシウム、カルボキシメチルセルロースナトリウム、クエン酸カルシウム、シヨ糖脂肪酸エステル、スクラロース、D-ソルビトール [D-ソルビトール、D-ソルビトール液]、ビタミンA [ビタミンA油]、ビタミンA脂肪酸エステル [ビタミンA脂肪酸エステル、ビタミンA油]、フェロシアン化物 [フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム、フェロシアン化ナトリウム]、D-マンニトール、硫酸第一鉄

②既存添加物

アラビアガム、カラギナン [加工ユーケマ藻類、精製カラギナン]、カロブ

ビーンガム、キサントガム、グァーガム、ジェランガム、トリプシン、パパ  
イン、ブロメライン、ペクチン、ペプシン